一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで 八十一人以上	130 130＋1.5×（生徒総定員－80）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人以上	130 130＋1.4×（生徒総定員－80）

備考

一　この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）

二　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

イ　科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ　主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

ロ　加算校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで 八十一人以上	180 180＋1.8×（生徒総定員－80）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人以上	140 140＋1.5×（生徒総定員－80）
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで 八十一人以上	110 110＋1.5×（生徒総定員－80）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人以上	100 100＋1.4×（生徒総定員－80）

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十五号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

文部科学大臣　平野　博文

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第八項中「ものを除く。」の下に「、東日本大震災復興特別会計に係る所管別支払元受高の差引きに関する事務」を加え、同条第十八項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

第八条第十八項に次の一号を加える。

九　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

第四十一条の見出し及び同条第一項中「国立大学法人評価委員会室」を「国立大学戦略室」に改め、「、国立大学政策専門官」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　国立大学戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国立大学の改革に関する基本的な事項に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二　国立大学法人評価委員会の庶務（大学共同利用機関法人分科会に係るものを除く。）に関すること。

第四十一条第三項中「国立大学法人評価委員会室」を「国立大学戦略室」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第五十七条の見出し中「研究調整官及び」を削り、同条第一項中「研究調整官及び」及び「それぞれ」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第七十一条第三項中「スポーツ振興基本計画専門官」を「スポーツ基本計画専門官」に改める。

第八十一条第二項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　東日本大震災復興特別会計の経理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。

四　東日本大震災復興特別会計に属する行政財産及び物品の管理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。

第八十七条の見出し及び同条第一項中「、特定外国文化財管理調査官」を削り、同条中第八項を削り、第九項を第八項とする。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十六号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第一項第一号及び第三号の規定に基づき、博物館法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

文部科学大臣　平野　博文

博物館法施行規則の一部を改正する省令

博物館法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年文部科学省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「次項において」を「以下」に改め、「「旧試験科目」という。）の全部」の下に「（試験科目の免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）」を加える。

附則中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7　この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者のうち次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、その願い出により、新試験科目の全部に合格したものとみなす。

一　当該大学を卒業するまでに、旧試験科目のすべてについて、それらに相当する科目の単位を大学において修得していること。

二　当該大学を卒業するまでに、旧試験科目のうち次に掲げるもの以外のものについて、それらに相当する科目の単位を大学において修得していること。

イ　この省令の施行の日前における旧規則第七条第一項の講習等の修了により、当該科目についての試験を免除することとされていた旧試験科目

ロ　この省令の施行の日前に受けた旧規則第六条第二項の規定による試験において、合格点を得た旧試験科目